専項附加控除標準の改定

国務院の決定を受けて国家税務総局は 3 歳以下の幼児、子女教育、扶養老人専項附加控除の標準を引き上げました。

標準の引上げは 2023 年 1 月 1 日から適用し 2023 年 9 月分（10 月申告）から自動的に調整され 2023 年度総合所得の申告時に享受することも可能です。

専項附加控除

項目	対　象	標準
子女教育	3 歳以下の幼児	2,000 元/月 （改定）
	満 3 歳から小学校入学前	1,000 元/月
	学歴教育（義務教育から高等教育）	2,000 元/月 （改定）
継続教育	学歴（学位）教育期間	400 元/月 （最長 48 か月）
重病医療	医療費の個人負担部分が対象	15,000 元を超える負担部分 （上限 80,000 元）
住宅借入利息	初めての住宅購入にかかる借入利息の支出	1,000 元/月（最長 240 か月）
住宅家賃	仕事をする都市において自己所有の住宅がない住宅賃貸支出	直轄市等 1,500 元/月 戸籍人口 100 万人超　1,100 元/月 100 万人以下 800 元/月
扶養老人	満 60 歳以上の父母、祖父母を扶養している	3,000 元/月 （改定） 兄弟姉妹がいる場合は、標準を分割して利用することもできるが一人当たりの上限は 1,500 元となる。